

御嵩町被災動物救援マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、特に30年以内に高い確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震で大きな被害が想定されていることやその他災害に対応するため、御嵩町が平常時及び災害時の対応を決めておくことで、災害時に被災動物の救援対策が円滑に行われることを目的とする。

2 定義

(1) ペット

犬、ねこ等一般の家庭で飼養されている愛玩動物（以下「ペット」という。）をいう。

(2) 避難所

地域防災計画に基づき選定されている住民が避難する場所のうち（ペット同伴による避難場所）をいう。

(3) 一般住民

ペットを飼養していない御嵩町住民をいう。

(4) 岐阜県被災動物救援本部

災害発生時において、円滑な動物救援活動を行うことを目的として、人員、物資等を管理するため、岐阜県、(公社)岐阜県獣医師会、岐阜県動物愛護ネットワーク会議及び岐阜大学応用生物科学部に設置されるものをいう。

(5) 被災動物救護所

被災動物に関する救援活動を実施するため、動物救援本部が被災状況に応じて、避難所、災害現場、県内保健所その他の敷地内に設置するものをいう。

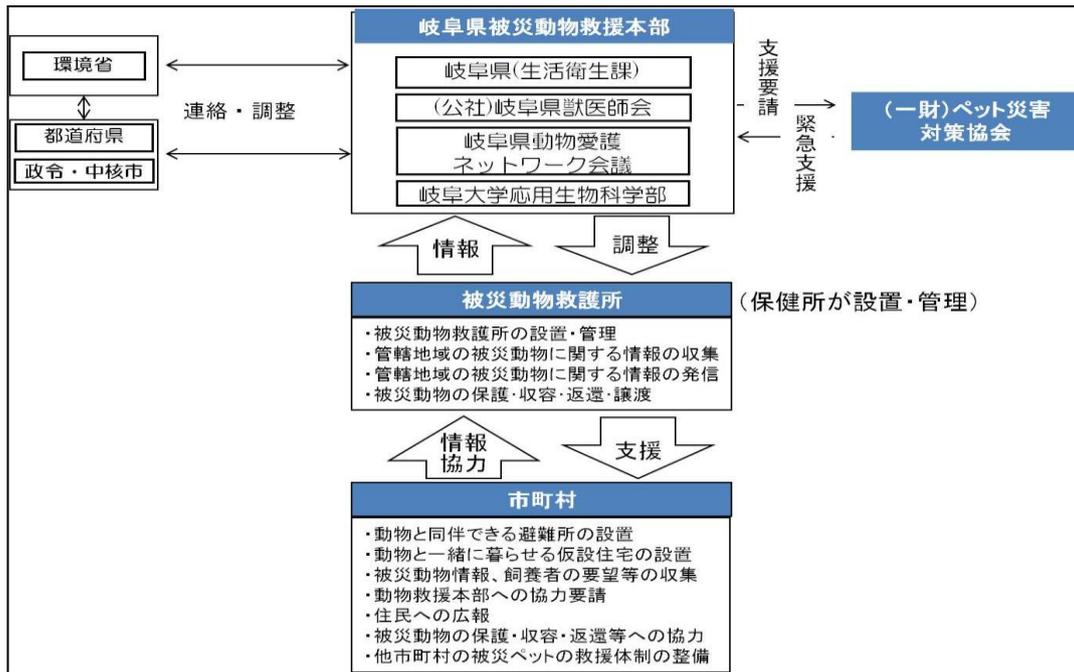
(6) 臨時動物救援病院

負傷動物の治療、一時飼養等を行うため、(公社)岐阜県獣医師会の会員の所有する診療施設に設置するものをいう。

(7) 一般財団法人ペット災害対策推進協会

動物愛護精神並びに人間及び動物の絆を守る観点から、不測の緊急災害において被災した動物の救護及び円滑な救護の確保を目的として、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会によって設置されていた全国緊急災害時動物救援本部の事業及び資産を引き継いで平成26年6月に設立された協会をいう。

(8) 災害時の体系図

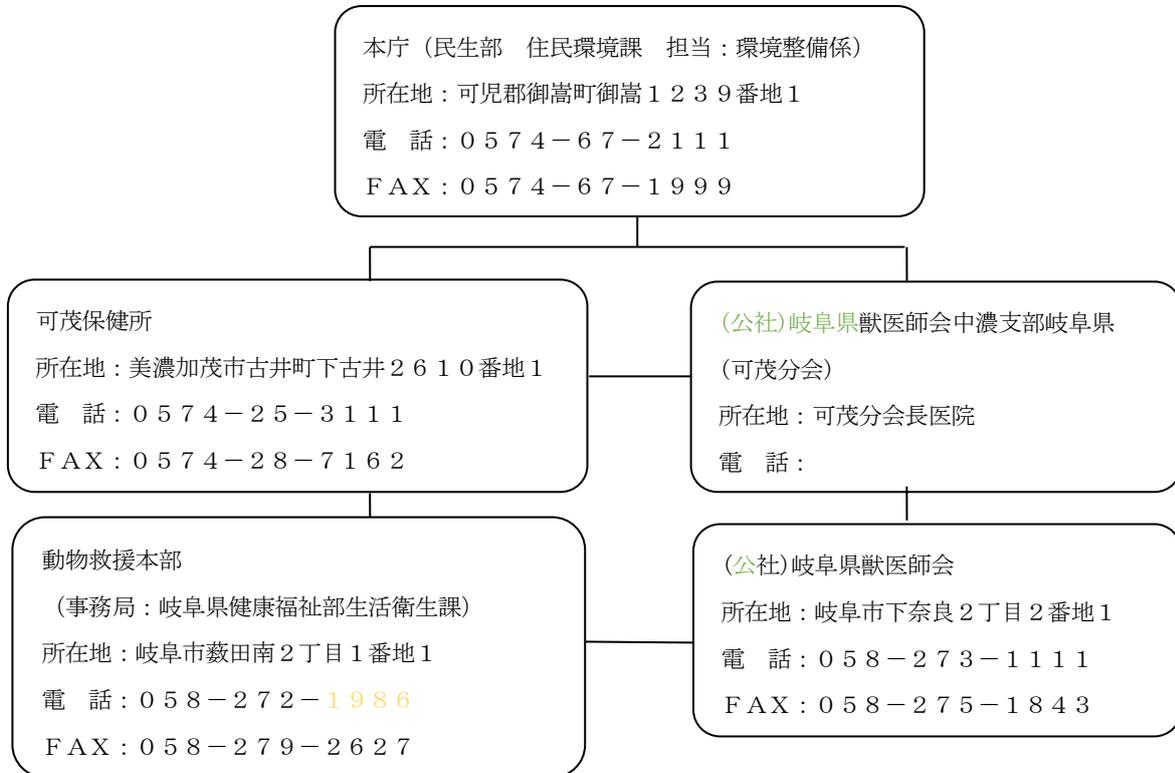


3 組織

(1) 本庁

御嵩町役場 民生部 住民環境課 担当：環境整備係

(2) 関係機関等連絡先



4 平常時の対応

(1) ペットの飼育状況の把握

【飼育状況】 (平成29年4月1日現在)

人口	種別	飼育頭数
18,557人	犬	1,477頭
	ねこ	1,372頭(推計)

(2) 被災動物数の推定

【推定被災動物数】 (平成29年4月1日現在)

世帯数(A)	全半壊戸数(B)	B/A	種類	飼育頭数(C)	被災動物推定数(B/A×C)
7,307	930	0.127	犬	1,477(登録数)	187
			ねこ	1,372(推定数)	174

(3) 災害時に備えたペットの飼育場所の確保

- ① 同行避難に対応するため避難所毎に動物の飼育場所の用地を確保する(原則、屋外とする。)

【ペット同行避難対応避難所】

No.	名称	所在地
1	伏見小学校	可児郡御嵩町伏見489
2	御嵩小学校	可児郡御嵩町中2628
3	向陽中学校	可児郡御嵩町御嵩1306
4	上之郷小学校	可児郡御嵩町宿2002

- ② 避難所における飼養ルールを決める(避難所における被災動物救援マニュアル)。

(4) 災害時に備えたテント等の資機材の確保

- ① 飼育ケージ収容用テント

同行避難した動物の飼育場所(ケージの収容場所)を確保する。

- ② 飼育ケージ、フード等

ア 飼育ケージ、フード等、避難所でのペットの飼育に必要なものは飼養者が避難時に持参するよう、災害に備えて準備、持参するように普及啓発活動を行う。

イ ペット飼養者が飼育ケージ、フード等が持参できない場合又は避難所生活が長期化し、不足するような場合には、(公社)岐阜県獣医師会中濃支部及び動物救援本部と調整し、確保する。

(5) 避難訓練時には、ペットの同伴にも配慮する。

(6) 飼い主への広報、啓発活動

災害発生時においては、飼養者は自らの責任でペットを守ることが必要である。

また、避難所には多くの人がペットと一緒に避難してくることが想定され、避難所での共同生活に支障を来さぬよう、飼い主へ次のことを平常時から普及啓発する必要がある。

① 飼い主が事前に確認しておく事項

ア 御嵩町における災害時のペット救援対策

・避難所に動物収容施設を併設することにより同行避難が可能であること。

イ 避難所等でのペットの管理は、飼い主による自主管理が原則

・ペットの飼育は、飼い主の責任で行う。

・避難所での飼育に伴う必要な作業（飼育場所の管理等）は飼い主が共同で行う。

ウ 災害発生時においては負傷動物が動物病院に集中することが予想され、また、動物病院自体も被災する場合もある。普段から災害時における治療、保管等について主治医とよく話し合っておく。

エ 親類、知人等一時的に預けられる場所をあらかじめ確保しておく。

② 飼い主の明確化

ペットとはぐれた場合又は行政等により保護された場合にその飼い主の発見を容易にするため、ペットの種類に応じて次のような措置を講じておく。

ア 鑑札

イ 首輪（飼養者氏名、住所、電話番号等を記載）

ウ 名札

エ マイクロチップ 等

③ 動物避難用防災品の備蓄

災害発生時にペットと避難するために、ペットの種類に応じて次のような防災（生活）用品を備蓄しておく。

ア ペットフード、水（最低5日間分）

イ リード、ケージ、食器（食事、飲料水用等）

ウ タオル、ペットシート、ビニール袋、新聞紙、古着

エ 救急用品（包帯、消毒薬、常備薬等）

④ しつけ等普段から取組

災害時には同行避難することが原則であることから、避難所において他人に迷惑をかけるないようにするため、普段から次のことに取り組む。

ア 衛生管理

常に清潔に保つとともに、決められた場所で排泄するよう習慣付けるなど衛生管理に努める。

イ ケージに慣らす

避難した場合は、ケージに入れられることが想定されるため、吠えたり、暴れたりしない

ように、普段からケージに慣れるようトレーニングを行う。

ウ 社会化

他の動物や見知らぬ人、突然の刺激等に驚かないようにするため、普段から人間を信頼し、いつも落ち着いた行動ができるよう十分なしつけを行う。

エ 不妊・去勢手術の実施

ペット同士の集団生活における摩擦を避け、計画のない繁殖を防止するため、不妊等の手術を実施する。

オ 各種予防接種の実施

登録及び狂犬病予防注射を確実に実施する。

また、各種混合ワクチンの接種を行う等、人への感染症あるいはペット間の感染症等の蔓延を防ぐための措置を行う。

(7) 一般住民に対する啓発

- ① ペット同行避難が可能な避難所を設置するので、避難所にてペットが飼養される場合があること。
- ② 避難所ではペットを区分して管理するなど、災害時の動物対策を進めていること。

(8) 御嵩町以外の岐阜県内市町村が被災した場合の体制の整備

資機材貸出、ペット同伴避難者の受入れを行うための体制の整備

5 災害時の対応

(1) 飼育場所の設置

- ① ペット同行避難に対応するため避難所毎に飼育施設を設置する（原則、屋外とする。）。
- ② 飼育施設内では、同一動物ごとにグループ分けをする。

(2) 被災動物情報、飼い主の要望等の収集及び動物救援本部等への協力要請を行う。

- ① 同行避難動物収容状況（種別・現在数）
- ② 不足資材・飼料、活動要員等の補充要請
- ③ 逸走動物の捜索依頼
- ④ 飼い主不明動物保護状況（種別・現在数）
- ⑤ その他応急医療要請など

(3) 被災動物に関する住民への広報を掲示板等により行う。

- ① ペット同行避難対応避難所の周知
- ② 動物救援本部からの連絡事項等

(4) 県が行う被災動物の保護、収容、返還等への協力

- ① 飼い主不明動物の一時保護被災動物の保護
- ② 保健所等動物収容施設等に保護し、又は収容した被災動物について飼い主の探索、情報発信を避難所等に設置した掲示板等を利用して行う。

- (5) 御嵩町以外の岐阜県内市町村が被災した場合の協力体制の整備
資機材貸出、ペット同行避難者の受入れ

6 附則

このマニュアルは必要に応じ見直しを行うものとする。

- ・状況は常に変化していくことが考えられることから、マニュアルの内容については定期的に見直しを行い、それぞれの市町村の状態に併せていく必要がある。

